

議第 7 号議案

桐生市職員の綱紀肅正及び服務規律遵守を求める決議案

上記決議案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 28 年 12 月 19 日

提出者	桐生市議会議員	人	見	武	男
賛成者	桐生市議会議員	周	藤	雅	彦
	同	福	島	賢	一
	同	飯	島	英	規
	同	周	東	照	二
	同	田	島	忠	一

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

桐生市職員の綱紀肅正及び服務規律遵守を求める決議

本市においては、度重なる職員の不祥事に対し、各所属において職場研修を実施するなど職員の綱紀肅正と服務規律の確保を目指してきたところである。しかし、本年に入っても不祥事が発生し、市民の信頼回復はおろか、むしろ市民に深い疑念と不信の念を抱かせる事態となっていることは、誠に遺憾である。

全ての公務員は、全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託に応える高い倫理観と使命感をもってその職にあたるべきところ、ごく僅かな者の身勝手な行いが、真面目に職務に精励する多くの職員に対する信頼をも著しく失墜させることになる。

議会としては、その都度、綱紀肅正と服務規律遵守を訴え、併せて、行政不信を払拭するよう求めてきたところである。

市長及び職員はこれまでの事件を厳粛に受け止め、このような事件の再発防止を図るとともに、常に全体の奉仕者として、自覚を更に高め、市民の模範となるよう、しっかりと服務規律を遵守すべきである。

よって、市長は職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底を図り、市民の信頼を回復するための格段の努力をするよう強く求める。

以上、決議する。

平成 28 年 12 月 日

桐 生 市 議 会